

## 「デンカグループ人権方針」制定のお知らせ

デンカ株式会社（本社：東京都中央区、代表取締役社長：今井 俊夫）は、このたび「デンカグループ人権方針」を制定したことをお知らせいたします。

当社グループは、サステナビリティを巡る課題に対応する基本方針として「デンカグループ ESG 基本方針」を掲げるとともに、経営計画「Mission 2030」において“事業価値創造”・“人財価値創造”・“経営価値創造”の3つの成長戦略を推進し、事業活動におけるサステナビリティの追求と経営基盤の強化に取り組んでいます。

このたびの「デンカグループ人権方針」の制定は、成長戦略“経営価値創造”における重要な方針の一つ、「人権の尊重」を実践するものです。グループ全体の経営計画の遂行の中で、人権方針を基本として、人権デュー・ディリジェンスの実施、リスク特定・是正・救済を含む対応プロセスの確立に努め、人権尊重の責任を果たすとともに、事業活動を通じた人権課題解決への貢献を目指してまいります。

なお、本方針は人権に関わる国際行動基準である、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に則して策定しています。また、当社は本年6月に国連「グローバル・コンパクト」に署名を行い、同イニシアティブが提唱している人権を含む10原則を、事業活動において実践してまいります。

デンカはこれからも、「化学の力で世界をよりよくするスペシャリストになる」というパーパスのもと、世界に誇れる化学で、人々の暮らしと社会に貢献し続けます。

以 上

◆添付資料：「デンカグループ人権方針」P2～P3

◆経営計画「Mission 2030」は当社公式ホームページ上で確認することができます。

<https://www.denka.co.jp/vision/>

【参考：本発表に関する過去プレスリリース（当社公式ホームページ）】

・2023年7月11日「国連「グローバル・コンパクト」署名に関するお知らせ」

[https://www.denka.co.jp/storage/news/pdf/1146/20230711\\_denka\\_ungc.pdf](https://www.denka.co.jp/storage/news/pdf/1146/20230711_denka_ungc.pdf)

【報道関係者からのお問い合わせ先】

コーポレートコミュニケーション部 電話：03-5290-5511

# デンカグループ 人権方針

私たちデンカグループ（「デンカ」）は、全従業員の活動の根幹となるビジョン（コアバリュー、パーパス、ミッション）の下、イノベーションとソリューションの提供を通じて社会に貢献することを目指しています。デンカは、人権は全ての事業活動における重要な事項であることを理解し、「デンカグループ ESG 基本方針」および「デンカグループ倫理規定」に基づき、人権尊重の責任を果たしていくとともに事業活動を通じた人権課題への貢献を目的として本方針を定め、以下を実現するよう努めます。

なお、本方針は、2023年9月11日の取締役会で承認されました。

## 第1条 適用範囲

本方針は、デンカの全役員・全従業員（非正規社員を含む）に適用されます。

さらに、デンカは、サプライヤーを含む全てのビジネスパートナーに本方針を理解して頂けるよう働きかけていきます。

## 第2条 国際規範・基準への支持

デンカは、国際人権章典（世界人権宣言、市民的および政治的権利に関する国際規約、ならびに経済的・社会的および文化的権利に関する国際規約）、国際労働機関（ILO）の「労働の基本原則および権利に関する宣言」とその中で定められた「結社の自由と団体交渉権の承認」・「強制労働の廃止」・「児童労働の撤廃」・「差別の排除」および「安全で健康的な労働環境」に関する中核的労働基準、ならびに OECD の「多国籍企業行動指針」が定める、人権に関する国際規範を尊重するとともに、国際連合「ビジネスと人権に関する指導原則」にしたがった行動に努めます。また、国連グローバル・コンパクト署名企業として、同イニシアティブが定める 10 原則を支持します。

デンカは、事業活動を行う各国・地域で適用される法令を遵守します。ただし、万が一国や地域の法規制と国際的な人権規範に矛盾がある場合は、国際的に認められた人権原則を最大限尊重する方法を追求します。

## 第3条 人権尊重に対する責任

デンカは、企業活動によってデンカの事業にかかわる人々の人権を侵害しないよう努めるとともに、負の影響が生じた場合は是正に向けて適切に対処することにより、人権尊重に努めます。

デンカは、個人の尊厳を傷つけるハラスメント行為や差別を禁止し、あらゆる形態の児童労働や強制労働を認めません。労働者の結社の自由および団体交渉権を尊重し、適正な賃金が保証された安全で健康的な労働環境の実現のために取り組みます。加えて、お客様に安全な製品・サービスを提供し適切な情報開示に努めます。

## 第4条 ガバナンス体制

本方針の遵守及び本方針に基づく取り組みを監督する責任者を明確にします。

## 第5条 人権デュー・ディリジェンスの実施

デンカは、人権デュー・ディリジェンスの実施、事業の人権に対する潜在的または現実の影響の把握・評価、および人権リスクの防止または軽減措置に努めます。

## **第6条 是正・救済の実施**

デンカは、デンカの事業が人権に対する負の影響を引き起こしたあるいは助長したことが明らかになった場合は、適切な手段を通してその是正・救済に努めるとともに、取引関係等を通じてデンカの事業に直接的につながっている人権への負の影響についても、取引関係等に対し是正、救済に向けた取組を促すことで、サプライチェーンの人権課題等への取り組みにも努めます。

## **第7条 ステークホルダーとの対話**

デンカは、人権に関する潜在的、および実際の影響に対する措置について、関連する社内外のステークホルダーと継続的な対話・協議を行いながら取り組みます。

## **第8条 苦情処理メカニズムの設置**

デンカは、デンカの全役員・全従業員、サプライヤーを含む全てのビジネスパートナー、その他ステークホルダーが人権に関する懸念事項について通報できるシステムを設ける等、是正や救済の実効性向上のための措置を行います。

## **第9条 教育・研修の実施**

デンカは、本方針の実施に向けて、デンカの全役員・全従業員（非正規社員を含む）が人権尊重に関する理解を深められるよう教育を行います。

制定年月日：2023年9月11日

デンカ株式会社

代表取締役社長

今井 俊夫